

平成 30 年度 第 1 回 逗子市国民健康保険運営協議会会議次第

日 時 平成 30 年 5 月 21 日 (月)

午後 2 時～

場 所 逗子市役所 5 階第 4 会議室

1 議題

(1) 会長の選出について

(2) 逗子市国民健康保険条例の一部改正について

ア 県単位化に伴う条例改正 (専決処分報告)

イ 保険料の納期数の変更による条例改正

(3) 平成 30 年度保険料率及び軽減措置について

(4) その他

議案第 30 号資料（逗子市国民健康保険条例の一部を改正する条例）

逗子市国民健康保険条例の一部を改正する条例 改正概要

国民健康保険法施行令の改正に伴い、逗子市国民健康保険条例の一部を改正するもの。
病床転換支援金の延長に係る規定の改正については、平成 30 年 3 月 22 日付けの官報にて決定された。

- 1 国民健康保険法施行令の改正に伴い、一般被保険者に係る賦課総額の算定方法の改正を行う。

改正条文 第 8 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 号、第 12 条の 5 の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号、第 12 条の 6 第 1 項第 1 号及び第 2 号を改正

- 2 国民健康保険法施行令の改正に伴い、特例対象被保険者等に係る届出方法の改正を行う。

改正条文 第 21 条の 2 第 2 項を改正

- 3 その他の改正

字句整理等、所要の改正を行う。

（提案理由）

国民健康保険法施行令の改正に伴い、一般被保険者に係る賦課総額の算定方法が変更となること等について、改正の要あるため提案する。

逗子市国民健康保険条例(昭和34年条例第13号)新旧対照表

現行	改正後
<p>目次</p> <p>第 1 章 市が行う国民健康保険(第 1 条)</p> <p>第 2 章 <u>国民健康保険運営協議会</u>(第 2 条・第 3 条)</p> <p> <u>第 1 章 市が行う国民健康保険</u></p> <p> (趣旨)</p> <p>第 1 条 市が行う国民健康保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p> <u>第 2 章 国民健康保険運営協議会</u></p> <p> (国民健康保険運営協議会の委員の定数)</p> <p>第 2 条 国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次の各号の定めるところによる。</p> <p> (一部負担金)</p> <p>第 6 条の 5 (略)</p> <p> (1)～(3) (略)</p> <p> (4) <u>国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)</u>第42条第1項第4号の規定が適用される者である場合 10分の3</p> <p> (保険料の賦課額)</p> <p>第 8 条の 2 保険料の賦課額は、<u>被保険者である世帯主及びその世帯に属する被保険者</u>につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号。以下「施行令」という。)<u>第29条の 7 第 1 項</u>に規定する基礎</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章 市が行う国民健康保険<u>の事務</u>(第 1 条)</p> <p>第 2 章 <u>市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会</u>(第 2 条・第 3 条)</p> <p> <u>第 1 章 市が行う国民健康保険の事務</u></p> <p> (趣旨)</p> <p>第 1 条 市が行う国民健康保険<u>の事務</u>については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p> <u>第 2 章 市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会</u></p> <p> (市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の定数)</p> <p>第 2 条 <u>国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)</u>第11条に基づく<u>国民健康保険運営協議会</u>(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次の各号の定めるところによる。</p> <p> (一部負担金)</p> <p>第 6 条の 5 (略)</p> <p> (1)～(3) (略)</p> <p> (4) <u>法第42条第1項第4号の規定が適用される者である場合</u> 10分の3</p> <p> (保険料の賦課額)</p> <p>第 8 条の 2 保険料の賦課額は、<u>世帯主の世帯に属する被保険者</u>につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号。以下「施行令」という。)<u>第29条の 7 第 1 項第 1 号</u>に規定する基礎賦課額をいう。</p>

賦課額をいう。以下同じ。)及び後期高齢者支援金等賦課額(同項に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。)並びに介護納付金賦課被保険者(同項に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金賦課額(同項に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)の合算額とする。

(一般被保険者に係る基礎賦課総額)

第 8 条の 3 (略)

- (1) 当該年度における療養の給付に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額、高齢者医療確保法の規定による前期高齢者納付金等(以下「前期高齢者納付金等」という。)の納付に要する費用の額、保健事業に要する費用の額、法第81条の2第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金(当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。)の納付に要する費用の額、同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金(当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。)の納付に要する費用の額の2分の1に相当する額並びにその他の国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務(前期高齢者納付金等、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。))

以下同じ。)及び後期高齢者支援金等賦課額(国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。)並びに介護納付金賦課被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金賦課額(国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)の合算額とする。

(一般被保険者に係る基礎賦課総額)

第 8 条の 3 (略)

- (1) 当該年度における次に掲げる額の合算額
- ア 療養の給付に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額
- イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額
- ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

並びに介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に関する事務を含む。次号において同じ。)の執行に要する費用を除く。)の額(退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、退職被保険者等に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用の額を除く。)の合算額から法附則第7条第1項第2号に規定する調整対象基準額に同号に規定する退職被保険者等所属割合(以下「退職被保険者等所属割合」という。)を乗じて得た額を控除した額(高齢者医療確保法の規定による前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額)

- (2) 当該年度における法第70条の規定による負担金(高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金(以下「後期高齢者支援金」という。))及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金(以下「病床転換支援金」という。)並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第72条の規定による調整交付金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第72条の2の規定による都道府県調整交付金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第72条の5の規定による負担金、法第74条の規定による補助金、法第75条の規定による補助金(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。))及び貸付金(後期高齢者支援金等及び病床転換

エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額
オ 保健事業に要する費用の額
カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。))及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。)

- (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第74条の規定による補助金の額
イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。))に係るものを除く。))及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。))の額
ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金(エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。))(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み

支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第81条の2第1項の規定による交付金並びにその他の国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用並びに後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を除く。)のための収入(法第72条の3第1項の規定による繰入金及び法附則第7条第1項の規定による療養給付費等交付金(以下「療養給付費等交付金」という。)を除く。)の額の合算額

(3) (略)

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第12条の5の2 (略)

(1) 当該年度における後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用の額から後期高齢者支援金及び病床転換支援金の額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した額

(2) 当該年度における法第70条の規定による負担金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。)、法第72条の規定による調整交付金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。)、法第72条の2の規定による都道府県調整交付金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。)、法第75条の規定による補助金(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係るものに限る。)及び貸付金(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係るものに限る。)その他国民健康保険事業に要する費用(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要す

替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)を除く。)の額

(3) (略)

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第12条の5の2 (略)

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であつて、県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

る費用(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に関する事務の執行に要する費用を除く。)に係るものに限る。)のための収入(法第72条の3第1項の規定による繰入金及び療養給付費等交付金を除く。)の額の合算額

(3) (略)

(介護納付金賦課総額)

第12条の6 (略)

(1) 当該年度における介護納付金の納付に要する費用の額

(2) 当該年度における法第70条の規定による負担金(介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)、法第72条の規定による調整交付金(介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)、法第72条の2の規定による都道府県調整交付金(介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)、法第75条の規定による補助金(介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。))及び貸付金(介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。))その他国民健康保険事業に要する費用(介護納付金の納付に要する費用(介護納付金の納付に関する事務の執行に要する費用を除く。)に係るものに限る。)のための収入(法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額の合算額

(3) (略)

(特例対象被保険者等に係る届出)

第21条の2 (略)

(1)～(4) (略)

2 前項の届出は、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則(昭和50年労

(3) (略)

(介護納付金賦課総額)

第12条の6 (略)

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。))及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。))の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。))の額

(3) (略)

(特例対象被保険者等に係る届出)

第21条の2 (略)

(1)～(4) (略)

2 前項の届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則(昭和5

議案第 30 号資料（逗子市国民健康保険条例の一部を改正する条例）

<p>働省令第 3 号)第17条の 2 第 1 項第 1 号に規定する雇用保険受給資格者証を提示して行わなければならない。</p>	<p>0年労働省令第 3 号)第17条の 2 第 1 項第 1 号に規定する雇用保険受給資格者証の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。</p>
---	--

(案)

逗子市国民健康保険条例の一部を改正する条例 改正概要

平成 31 年度に逗子市国民健康保険料普通徴収の納期を変更するに当たり、次のとおり改正を行う。

- 1 平成 31 年度に逗子市国民健康保険料普通徴収（納付書・口座振替）の納期を、7 月から 3 月の 9 期から、6 月から 3 月の 10 期に変更する。

改正条文 第 14 条第 1 項を改正

- 2 その他の改正

字句整理等、所要の改正を行う。

(提案理由)

平成 31 年度に逗子市国民健康保険料普通徴収の納期を変更するに当たり、改正の要あるため提案する。

資料 4

平成29年度保険料(税)率等賦課状況一覧表(基礎賦課分)

平成29年度

No.	保険者名	保険料・税		収納担当		賦課方式	算定基礎 ○印は、 旧ただし書き	暫定賦課		本算定 月日	収納期日及び回数		条例規定 方法	保険料(税)率				賦課 限度額 (万円)	条例上の按分率			
		採用別 料	税	国保 主管課	税務 課等			有	無		回数	収納月		所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)		所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (%)	平等割 (%)
1	横浜市	○		○		2	○		○	6.5	10	6月から毎月	あん分率	6.64	-	32,180	-	54	60%	-	40%	-
2	川崎市	○			○	2	○		○	6.3	10	6月から毎月	あん分率	6.92	-	31,880	-	54	60%	-	40%	-
3	横須賀市	○		○		3	○		○	6.1	10	6月から毎月	あん分率	6.73	-	19,380	32,170	54	50%	-	25%	25%
4	平塚市		○	○		3	○		○	6.2	10	6月から毎月	料税率明示	6.39	-	27,120	24,240	54				
5	鎌倉市	○		○		3	○		○	6.1	10	6月から毎月	あん分率	5.33	-	21,360	12,000	54	60%	-	30%	10%
6	藤沢市	○		○		3	○		○	6.1	10	6月から毎月	あん分率	5.51	-	24,360	17,640	54	50%	-	35%	15%
7	小田原市	○		○		3	○		○	5.28	10	6月から毎月	あん分率	6.68	-	22,600	19,400	54	55%	-	30%	15%
8	茅ヶ崎市	○		○		3	○		○	7.1	9	7月から毎月	あん分率	6.04	-	18,500	25,300	54	55%	-	25%	20%
9	逗子市	○		○		3	○		○	7.1	9	7月から毎月	あん分率	5.60	-	16,500	11,500	54	65%	-	25%	10%
10	相模原市		○	○		3	○		○	6.1	10	6月から毎月	料税率明示	5.33	-	23,000	19,200	54				
11	三浦市		○		○	3	○		○	6.1	10	6月から毎月	料税率明示	7.08	-	29,700	12,600	54				
12	秦野市		○		○	3	○		○	6.1	10	6月から毎月	料税率明示	5.38	-	19,600	20,800	54				
13	厚木市	○		○		3	○		○	6.1	10	6月から毎月	あん分率	5.92	-	23,334	24,092	54	52%	-	30%	18%
14	大和市		○		○	3	○		○	6.1	10	6月から毎月	料税率明示	5.95	-	19,200	19,800	54				
15	伊勢原市		○		○	4	○	○		7.1	12	4月から毎月	料税率明示	5.10	4.96	19,700	21,800	54				
16	海老名市		○		○	3	○		○	6.1	10	6月から毎月	料税率明示	5.00	-	23,700	18,600	54				
17	座間市		○		○	3	○		○	6.2	10	6月から毎月	料税率明示	5.40	-	20,000	18,000	54				
18	南足柄市		○		○	3	○		○	5.31	10	6月から毎月	料税率明示	7.54	-	27,560	32,540	54				
21	綾瀬市		○		○	3	○		○	6.1	10	6月から毎月	料税率明示	5.60	-	16,800	19,200	54				
19	葉山町	○		○		3	○		○	6.1	10	6月から毎月	あん分率	5.70	-	20,000	17,000	54	55%	-	30%	15%
20	寒川町	○			○	3	○		○	6.1	10	6月から毎月	あん分率	4.90	-	20,000	20,000	54	50%	-	32%	18%
22	大磯町		○		○	3	○		○	5.25	10	6月から毎月	料税率明示	5.70		22,000	27,000	54				
23	二宮町		○		○	4	○		○	6.9	9	7月から毎月	料税率明示	6.20	8.00	24,000	26,000	54				
24	中井町		○		○	4	○	○		7.1	6	4/6/8/10/12/2	料税率明示	4.90	18.00	21,500	25,000	54				
25	大井町		○		○	4	○		○	7.1	10	5月、7月以降毎月	料税率明示	4.75	20.27	23,500	25,800	54				
26	松田町		○		○	4	○		○	6.20	10	5月から2月の毎月	料税率明示	5.65	27.72	27,500	26,800	54				
27	山北町		○		○	4	○		○	6.22	8	4/7/8/9/10/11/12/1	料税率明示	5.20	30.90	23,000	41,000	54				
28	開成町		○		○	4	○		○	5.26	10	6月から毎月	料税率明示	5.09	25.65	25,000	29,600	54				
29	箱根町	○		○		3	○		○	6.1	10	6月から毎月	あん分率	6.27	-	26,770	30,680	54	55%	-	25%	20%
30	真鶴町		○		○	4	○	○		7.1	12	4月から毎月	料税率明示	5.50	29.77	29,120	27,640	54				
31	湯河原町	○			○	4	○		○	5.29	10	6月から毎月	あん分率	6.86	17.08	28,200	23,200	54	50%	5%	30%	15%
32	愛川町		○		○	3	○		○	6.1	10	6月から毎月	料税率明示	5.96	-	20,400	24,000	54				
33	清川村	○		○		3	○		○	6.1	10	6月から毎月	あん分率	5.71	-	24,600	12,570	54	55%	-	35%	10%
	市計	9	10	12	7	2方式: 2	旧ただし: 33	1	18			6回:1保険者、10回:26保険者、	あん分率:14	※賦課限度額								
	町村計	5	9	11	3	3方式: 22		5	9			8回:1保険者、12回: 2保険者、	料税率明示	54万円:33保険者								
	市町村計	14	19	23	10	4方式:9		6	27			9回:3保険者	: 19									

(案)

逗子市告示第 号

逗子市国民健康保険条例（昭和 34 年逗子市条例第 13 号）第 12 条第 1 項、第 12 条の 5 の 5 第 1 項及び第 12 条の 9 第 1 項の規定に基づき、平成 30 年度の国民健康保険料率を決定し、同条例第 12 条第 3 項、第 12 条の 5 の 5 第 3 項及び第 12 条の 9 第 3 項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成 30 年 月 日

逗子市長 平井 竜一

1 逗子市国民健康保険条例第 12 条第 1 項に規定する保険料率

所得割

平成 29 年中の基礎控除後の総所得金額等の 100 分の 5.33

被保険者均等割

国民健康保険被保険者 1 人につき 20,900 円

世帯別平等割

国民健康保険被保険者の属する世帯の 1 世帯につき 17,300 円

2 逗子市国民健康保険条例第 12 条の 5 の 5 第 1 項に規定する保険料率

所得割

平成 29 年中の基礎控除後の総所得金額等の 100 分の 2.52

被保険者均等割

国民健康保険被保険者 1 人につき 9,200 円

世帯別平等割

国民健康保険被保険者の属する世帯の 1 世帯につき 7,600 円

3 逗子市国民健康保険条例第 12 条の 9 第 1 項に規定する保険料率

所得割

平成 29 年中の基礎控除後の総所得金額等の 100 分の 1.58

被保険者均等割

国民健康保険被保険者 1 人につき 7,400 円

世帯別平等割

国民健康保険被保険者の属する世帯の 1 世帯につき 4,300 円

(案)

逗子市告示第 号

逗子市国民健康保険条例（昭和 34 年逗子市条例第 13 号）第 16 条の 2 第 1 項並びに第 3 項及び第 4 項において準用する第 1 項の規定に基づき、平成 30 年度国民健康保険料額を次のとおり減額することを決定し、同条第 2 項並びに第 3 項及び第 4 項において準用する第 2 項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成 30 年 月 日

逗子市長 平井 竜一

- 1 逗子市国民健康保険条例第 16 条の 2 第 1 項第 1 号に該当する世帯
 - (1) 平成 30 年度の 1 人当たりの被保険者均等割額
20,900 円の 10 分の 7 14,630 円
 - (2) 平成 30 年度の 1 世帯当たりの世帯別平等割額
17,300 円の 10 分の 7 12,110 円
- 2 逗子市国民健康保険条例第 16 条の 2 第 1 項第 2 号に該当する世帯
 - (1) 平成 30 年度の 1 人当たりの被保険者均等割額
20,900 円の 10 分の 5 10,450 円
 - (2) 平成 30 年度の 1 世帯当たりの世帯別平等割額
17,300 円の 10 分の 5 8,650 円
- 3 逗子市国民健康保険条例第 16 条の 2 第 1 項第 3 号に該当する世帯
 - (1) 平成 30 年度の 1 人当たりの被保険者均等割額
20,900 円の 10 分の 2 4,180 円
 - (2) 平成 30 年度の 1 世帯当たりの世帯別平等割額
17,300 円の 10 分の 2 3,460 円
- 4 逗子市国民健康保険条例第 16 条の 2 第 3 項により読み替えられた第 16 条の 2 第 1 項第 1 号に該当する世帯
 - (1) 平成 30 年度の 1 人当たりの被保険者均等割額
9,200 円の 10 分の 7 6,440 円
 - (2) 平成 30 年度の 1 世帯当たりの世帯別平等割額
7,600 円の 10 分の 7 5,320 円

5 逗子市国民健康保険条例第 16 条の 2 第 3 項により読み替えられた第 16 条の 2 第 1 項第 2 号に該当する世帯

(1) 平成 30 年度の 1 人当たりの被保険者均等割額
9,200 円の 10 分の 5 4,600 円

(2) 平成 30 年度の 1 世帯当たりの世帯別平等割額
7,600 円の 10 分の 5 3,800 円

6 逗子市国民健康保険条例第 16 条の 2 第 3 項により読み替えられた第 16 条の 2 第 1 項第 3 号に該当する世帯

(1) 平成 30 年度の 1 人当たりの被保険者均等割額
9,200 円の 10 分の 2 1,840 円

(2) 平成 30 年度の 1 世帯当たりの世帯別平等割額
7,600 円の 10 分の 2 1,520 円

7 逗子市国民健康保険条例第 16 条の 2 第 4 項により読み替えられた第 16 条の 2 第 1 項第 1 号に該当する世帯

(1) 平成 30 年度の 1 人当たりの被保険者均等割額
7,400 円の 10 分の 7 5,180 円

(2) 平成 30 年度の 1 世帯当たりの世帯別平等割額
4,300 円の 10 分の 7 3,010 円

8 逗子市国民健康保険条例第 16 条の 2 第 4 項により読み替えられた第 16 条の 2 第 1 項第 2 号に該当する世帯

(1) 平成 30 年度の 1 人当たりの被保険者均等割額
7,400 円の 10 分の 5 3,700 円

(2) 平成 30 年度の 1 世帯当たりの世帯別平等割額
4,300 円の 10 分の 5 2,150 円

9 逗子市国民健康保険条例第 16 条の 2 第 4 項により読み替えられた第 16 条の 2 第 1 項第 3 号に該当する世帯

(1) 平成 30 年度の 1 人当たりの被保険者均等割額
7,400 円の 10 分の 2 1,480 円

(2) 平成 30 年度の 1 世帯当たりの世帯別平等割額
4,300 円の 10 分の 2 860 円

条例に定める賦課割合

	平成29年度	平成30年度
所得割	100分の65	100分の55
均等割	100分の25	100分の30
平等割	100分の10	100分の15

保険料率

(単位：円)

		平成29年度 保険料率	平成30年度 保険料率 (案)	対前年度比較	【参考】 平成30年度 標準保険料率 (市町村算定方式)
医療分	所得割率	5.60%	5.33%	-0.27%	5.83%
	均等割額	16,500	20,900	4,400	25,114
	平等割額	11,500	17,300	5,800	20,233
支援金分	所得割率	2.70%	2.52%	-0.18%	2.42%
	均等割額	7,100	9,200	2,100	9,816
	平等割額	4,900	7,600	2,700	7,908
介護分	所得割率	1.60%	1.58%	-0.02%	2.05%
	均等割額	5,500	7,400	1,900	10,630
	平等割額	2,700	4,300	1,600	5,986
合計	所得割率	9.90%	9.43%	-0.47%	10.30%
	均等割額	29,100	37,500	8,400	45,560
	平等割額	19,100	29,200	10,100	34,127